

＜連結決算日と持分法適用会社の決算日に差異がある場合の記載事例＞

ケース１）経理の状況≫連結財務諸表等≫連結財務諸表≫連結財務諸表作成の基本となる事項≫２．持分法の適用に関する事項

（～省略～）

決算日と連結決算日との差異がある例●●については、連結決算日直近となる中間決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な修正を行っております。

（～省略～）

ケース２）経理の状況≫連結財務諸表等≫連結財務諸表≫連結財務諸表作成の基本となる事項≫２ 持分法の適用に関する事項

（～省略～）

(3) 決算日の異なる持分法適用会社の処理

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なるものの、当該会社の決算日現在の財務諸表を使用している会社の数は●社であります。

持分法適用会社のうち、連結決算日または一定時点を基準とした仮決算に基づく財務諸表を使用している会社の数は●社であります。

上記いずれの場合も、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な修正を行っております。